

静岡県告示第220号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

1 するめいか

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
静岡県するめいか漁業	現行水準